

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

2021.6



法人設立いたしました

6月10日より國松会計事務所改め『アークグロー・パートナーズ税理士法人』として営業する運びとなりました。これもひとえに皆様のご支援のおかげと心から感謝いたしております。従業員一同、今まで以上に業務に精励いたします所存でございます。今後ともご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

◆法人化に伴い、担当者よりご案内をさせて頂いた通り、6月分の報酬より“源泉所得税”を引かない金額を請求させていただきますが、報酬値上げではありません。あしからずご了承くださいませ。

6月は住民税の変更月です

従業員様がお住まいの各市町村より住民税に関する書類が届いているかと思います。

6月より住民税が変更になりますのでお間違の無いよう、お願ひいたします。

さて、毎年6月に金額が変更する住民税ですが、そもそも住民税とはどういったものなのでしょうか？

住民税の概要

住民税は、毎年1月～12月の1年間の所得を元に計算され、翌年の6月から徴収されます。新卒1年目の新入社員が住民税を引かれるのはこの1年のズレによるものです。

毎年、年末(または1月末日迄)に年末調整を行い源泉徴収票を全従業員様へ配布し、支払報告書を従業員様のお住まいの各市町村へ提出しておりますが、その各市町村へ提出した支払報告書を元に計算されています。



住民税の計算方法

$$\text{住民税} = \frac{\text{所得割}}{\text{課税対象額} \times \text{税率}} - \text{税額控除} + \text{均等割}$$

住民税の計算方法は左記の通りです。
所得に応じて計算する所得割と、定められた額を一律に課税する均等割とを合算します。

税率や金額は住んでいる都道府県や市町村により異なるため、正確な住民税を計算したい場合は、お住まいの自治体にご確認ください。

ちなみに、住民税は納める年の1月1日時点に住んでいる自治体の税率と均等割の金額が適用されます。

従業員様の退職の際は、転職先に就業するまでの期間が開いているかどうか、あるいは退職日が新たな年度に切り替わる6月より前か後かによって、『転職先で特別徴収を継続する』、『一括徴収』、『普通徴収』のいずれかの方法により住民税を徴収することになります。

基本的に1月1日～5月31日までに退職した場合、基本的には退職月の給与や退職金から5月分までの住民税を一括で徴収されます。退職月の給与と退職金の合計よりも徴収される住民税のほうが多い場合には、普通徴収に切り替わり、自分で納付することになります。